

「定住促進空き家活用住宅」の入居者を募集します！

東成瀬村では、次のとおり定住促進空き家活用住宅の入居者を募集します。

◆定住促進空き家活用住宅の概要

住所	秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字上野43-6
建物構造物	木造2階建て(8LDK)
家賃	月額20,000円
募集戸数	1戸
床面積	1階153.72㎡ 2階74.37㎡
建築時期	1971(昭和46)年
主な設備	・ガスコンロ ・ボイラー ・バス・トイレ別 ・簡易水洗式トイレ

◆応募要件

村に住所を有する方または村に住所を移し、入居期間満了後も引き続き東成瀬村に居住する意志がある方。また、次の要件全てを満たす方。

- 市区町村税(国民健康保険料含む)を滞納していない方。
- 反社会的団体の構成員でない方。

◆選考方法

応募者多数の場合は抽選その他公正な方法により選定します。入居決定者には「入居決定通知書」を送付します。

◆応募方法

定住促進空き家活用住宅利用申込書に次の書類を添付し、提出してください。

- 申込者及び同居人の住民票
 - 申込者及び同居人の所得課税証明書
 - 申込者及び同居人の市区町村税(国民健康保険料を含む)を滞納していない証明書(納税証明書等) ※令和3年度分で証明できるもの
- ※申込書は村のホームページ及び企画課にあります。
- ※現地の見学を希望される方へは随時現地へ案内しますので、気軽にご相談ください。

◆応募期間

令和4年6月23日（木）から7月15日（金）まで

◆入居可能時期

令和4年7月下旬頃から

◆その他注意事項

- 住宅敷地内の除草や雪かき等の環境維持は入居者に行っていただきます。
- 入居後は、地域活動等に参加していただくことになります。

◆空き家利活用推進事業について

村が空き家の所有者と10年間の賃貸借契約を結び、空き家を借り受けます。借り受けた空き家の必要な部分を村が改修し、「定住促進空き家活用住宅」として利用希望者へ貸し出す事業です。入居できる期間は村が空き家の所有者と結んだ賃貸借契約期間内（令和9年7月31日まで）となります。

◆申込み・問い合わせ

〒019-0801 秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下30-1

東成瀬村役場企画課

TEL：0182-47-3402 FAX：0182-47-3260

MAIL：kikaku-h@vill.higashinaruse.akita.jp